

## 第11回 幹事会の概要

日時：平成27年8月5日（水）14：00～16：00

場所：農林水産省生産局第1会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会 1名、全日本畳事業協同組合 6名、全国い製品卸商業団体連合会 1名、全国畳材料卸商組合連合会 2名、全国畳産業振興会 1名、全国畳材商社会 1名、全日本 JIS 畳床工業協同組合 2名、全日本 ISO 畳振興協議会 3名

：オブザーバー 日本建築士連合会、日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、東海機器工業株式会社、経済産業省、農林水産省

議事概要：

### 1 消費者庁「関心事項」への対応について

○7月24日に消費者庁から提示のあった本規約案の検討課題について、説明及び対応の検討を行った。主な検討内容は下記のとおり。

- ・規約の対象とする商品については、畳、薄畳、及びその表替え、裏返しとする。ただし、畳及び薄畳の原材料の表示に必要な情報伝達に関しては畳表と畳床も対象とする。
- ・本規約案においては、畳店が畳製造メーカーとして畳の品質と表示に関して責任を持ち、工務店、住宅メーカー等は畳及び薄畳の販売代理店、取次店という位置づけに整理する。規約参加事業者の範囲については、生産者、輸入業者、工業表製造者、流通業者、畳店までとし、工務店、住宅メーカー等は、本規約への協力を働きかける対象とする。
- ・必要表示事項については、本連絡会で既に決定しているとおりの案は固まっているが、消費者や業界関係者に対して表示の内容及び表示によるメリットを分かりやすく説明していく必要があり、そのための資料作成等を検討する。
- ・（畳表の）トレーサビリティに関する取り決めは、消費者向けのルールではなく、業界向けのルールのため、本規約の本体には組み込まない。ただし、トレーサビリティは業界向けのルールではあるが本規約案と連動した取組であることを明示する必要があるため、トレーサビリティに関する取り決めの全部もしくは一部を施行規則や付帯事項等に記載する方向で検討する。
- ・規約本体に含めるものと含めないものの整理については、畳店側（全日畳、ISO 畳）で行う。
- ・特定用語については、現在の案での認定が難しい場合は、当面すべて禁止としておき、規約成立後に協議会において時間をかけて検討することを想定しておく。なお、特定用語をすべて禁止した場合は、畳店は畳の品質の優劣を、ランクではなく、きちんと言葉で説明しなければならなくなる。

## 2 公正取引協議会の設立に向けた課題の検討について

○公正取引協議会における必要経費に関し、改めて具体的に必要と考えられる費用を積み上げ、中身の検討等を行った。主な検討内容は下記のとおり。

- ・費用として、事務所・人件費、規約普及・事業費、規約違反調査業務調査員旅費、会議費、雑費、予備費を積み上げて検討した。
- ・消費者向けの規約普及に関しては、中途半端な予算によりパンフレット等を中心に行うと、不十分な案内になってしまう恐れがあるため、ホームページ等を活用した案内を中心に検討する。また、本規約案への協力依頼が必要となる、工務店、ハウスメーカー等向けのパンフレット等の作成費用の計上を検討する。
- ・各幹事は、必要費用の案の詳細について、後日確認し、意見があれば協議会検討委員長まで連絡することとする。
- ・その他、費用負担における課題に関し、意見交換を行った。

## 3 その他

- ・畳業界を説明する資料として 8/3 に消費者庁に提出した「畳産業の現状と課題」について改めて内容の確認を行ったところ、中国産畳表に関する表現について1点の修正意見があった。
- ・次回の幹事会は9月に予定。

以上